

令和7年（2025年）
第2回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

議案名	第 5 7 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 個人住民税関係			
・ 特定親族特別控除に関する規定を整備します。			
・ 特定親族特別控除とは、19 歳以上 23 歳未満で、一定の所得の範囲内にある子について、所得控除（最大 45 万円）の対象とするものです。			
・ 施行日：2026 年 1 月 1 日			
○ 市たばこ税関係			
・ 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定を整備します。			
・ 紙巻きたばこの本数に換算する課税方式を見直すものです。			
・ 施行日：2026 年 4 月 1 日			
○ 公示送達関係			
・ インターネット及び電子計算機を用いる方法による公示送達に関する規定を整備します。			
・ 施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日（2026 年 6 月 29 日までの日）			
【関係法令】			
○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）			
○ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）			
【補足説明】			
○ 個人住民税関係			
・ 特定親族特別控除は、大学生年代の子どもを持つ親等の税負担を軽減するとともに、いわゆる「103 万円の壁」による就業調整の問題に対応することを目的として創設されたものです。			
・ 控除対象となる子の給与収入が 123 万円以下の場合は特定扶養控除（45 万円）の対象となり、123 万円超 188 万円以下の場合は特定親族特別控除の対象になります。			
・ また、子の給与収入が 160 万円を超えると、その収入に応じて控除額が逡減されます。			
○ 市たばこ税関係			
・ 国のたばこ税の見直しに合わせて、加熱式たばこの課税方式を見直し、紙巻きたばこの税負担差の解消を図ります。			
・ 現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとします。			
・ この課税方式の見直しは、激変緩和措置として 2026 年 4 月 1 日以降と同年 10 月 1 日以降の 2 段階で実施します。			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水	電話	724-3067

議案概要

議案名

第 5 8 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を無償化するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 0 歳児から 2 歳児までの第 1 子を含め、保育所等の利用者負担額を 0 円とします。

<2025 年 8 月まで>

第 1 子

第 2 子以降

0～2 歳児

保護者負担

無償化

3～5 歳児

無償化

無償化

<2025 年 9 月以降>

第 1 子

第 2 子以降

0～2 歳児

無償化

無償化

3～5 歳児

無償化

無償化

○ 2025 年 9 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)

【補足説明】

○ 東京都は第 1 子の保育料を無償化するため、2025 年 9 月から現在の保護者負担分を区市町村に対して補助をする事業を開始します。町田市においても当該補助を活用し、同月から第 1 子の保育料の無償化を行います。

問合せ先

子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦

電話

724-2138

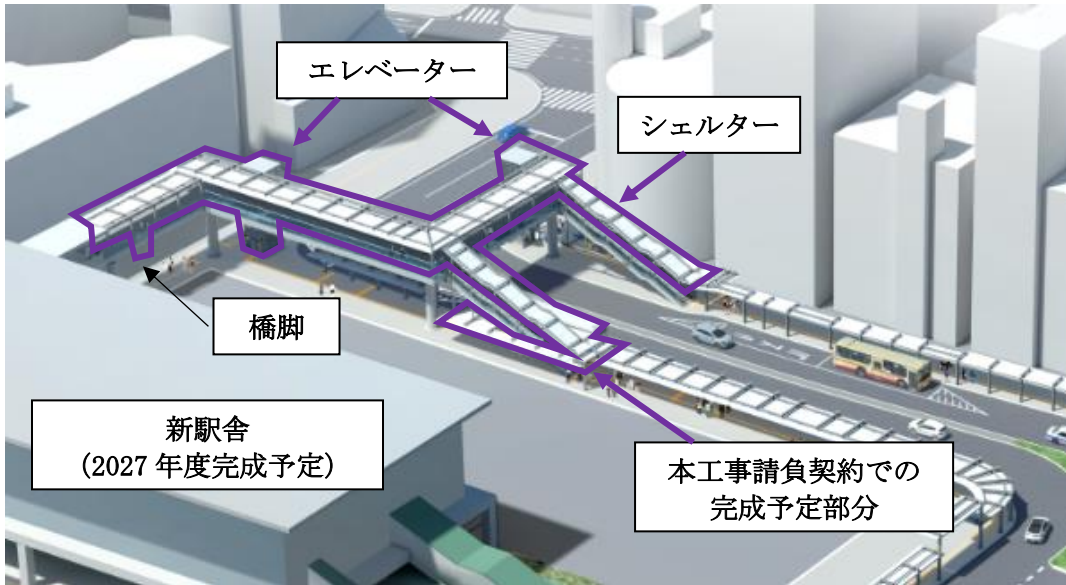
議案概要

議案名	第 5 9 号議案 町田市教育環境整備地区建築条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化など、教育関連施設の整備を推進するにあたり、特別用途地区として「教育環境整備地区」に新たな地区を加え、地区内の建築物の建築制限の緩和及び強化等を行うため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 教育環境整備地区として、以下の 2 つの地区を新たに加え、建築物の用途の制限の緩和を図るとともに、周辺環境に支障がでないよう、地区特性に応じて壁面の位置の制限等を定めます。			
地区の区分	第三種教育環境整備地区	第四種教育環境整備地区	
建築物の用途の制限の緩和	建築基準法上の用途制限の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。 ・ 集会場（床面積 3,000 平方メートル以内） ・ スポーツ練習場（床面積 3,000 平方メートル以内）		
壁面の位置の制限	上記建築物の壁面から敷地境界線までの距離 4m以上		
建築物の高さの最高限度	10m	25m	
○ 2025 年 9 月 30 日から施行します。			
【関係法令】			
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）			
○ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）			
【補足説明】			
○ 2025 年度中に、以下の対象校の建設予定地を都市計画変更する予定です。			
対象校		地区の区分	
・ 鶴川東地区統合新設小学校(現鶴川第二小学校)		第三種教育環境整備地区	
・ 鶴川中央小学校（現鶴川第四小学校） ・ 本町田ひなた小学校（旧本町田東小学校） ・ 成瀬小学校（旧南第二小学校） ・ 南第一小学校		第四種教育環境整備地区	
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4413

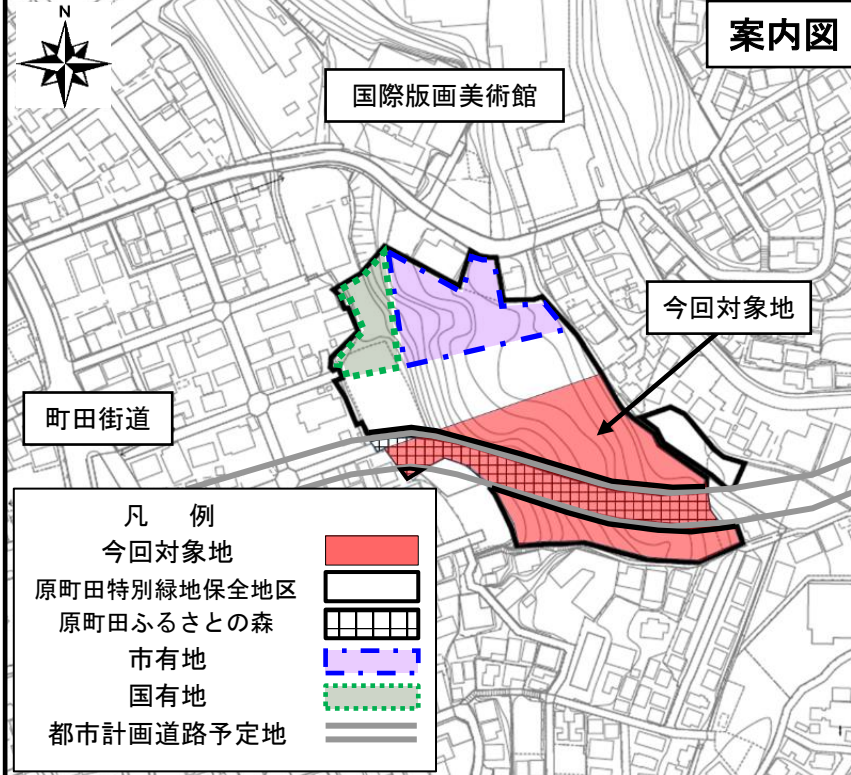
議案概要

議案名	第 6 0 号議案 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 南エリア中学校給食センターに関する規定の施行日を、2025 年 11 月 29 日までの間において町田市教育委員会規則で定める日とします。 ○ 公布の日から施行します。			
【補足説明】 ○ 南エリア中学校給食センターは 2025 年 9 月 1 日の開業を予定しておりましたが、2024 年の夏から秋にかけての雨の影響により工事が遅延し、開業が遅れることとなりました。現時点では、2025 年 10 月 1 日の開業を予定しております。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

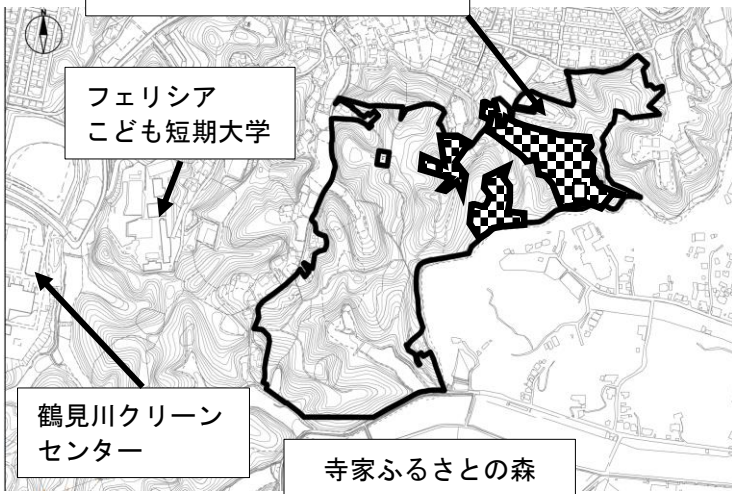
議案概要

議案名	第 6 1 号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その 2）請負契約		
【議案提出の目的】			
鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
・歩行者デッキ新設工事	全長：74.7m	有効幅員：通路部 4.2m	階段部 2.0m エレベーター 2 基
〈歩行者通路構造〉			
デッキ 鋼構造	上部工	13.6m、	橋脚 1 基 シェルター 521 m ² 、 高欄 168m エレベーター 2 基
〈完成平面図〉			
 工事区域			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】			
○ 契約目的	鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その 2）		
○ 契約方法	条件付一般競争入札		
○ 契約金額	972,829,000 円		
○ 契約相手方	清水・石井特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 代表取締役 新村 達也 東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号		
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで		
問合せ先	（契約内容）財務部	契約課長 佐々木	電話 724-2523 724-1293 724-1125
	（工事内容）財務部	営繕課長 長谷	
	（事業内容）道路部	道路整備課長 込山	

議案概要

議案名	第62号議案 土地の買入れについて（原町田特別緑地保全地区・原町田ふるさとの森）		
【議案提出の目的】 市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、原町田特別緑地保全地区及び原町田ふるさとの森の用地を取得するものです。			
【議案の内容】 ○ 買入れ予定日 2025 年 7 月 ○ 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社 ○ 買入れ所在地 町田市原町田三丁目 1508 番 2 ほか 1 筆 ○ 買 入 れ 面 積 8,410.74 m ² ○ 買入れ予定価格 497,373,063 円（1 m ² あたり約 59,135 円）			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）			
 位置図 原町田特別緑地保全地区 及び 原町田ふるさとの森  案内図 国際版画美術館 町田街道 今回対象地 凡 例 今回対象地 原町田特別緑地保全地区 原町田ふるさとの森 市有地 国有地 都市計画道路予定地			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397

議案概要

議案名	第 6 3 号議案 土地の買入れについて（三輪緑地）		
【議案提出の目的】 市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、三輪緑地（町田都市計画緑地事業第 27 号三輪緑地）の用地を取得するものです。			
【議案の内容】 ○ 買入れ予定日 2025 年 9 月 ○ 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社 ○ 買入れ所在地 町田市三輪町字九号 743 番 1 ほか 26 筆 ○ 買 入 れ 面 積 27,380.28 m ² ○ 買入れ予定価格 145,516,103 円（1 m ² あたり約 5,315 円）			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）			
位置図  三輪緑地 （町田都市計画緑地事業 第 27 号三輪緑地） 案内図  三輪の森ビジターセンター フェリシア こども短期大学 鶴見川クリーン センター 寺家ふるさとの森 凡例 三輪緑地 今回対象地			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397

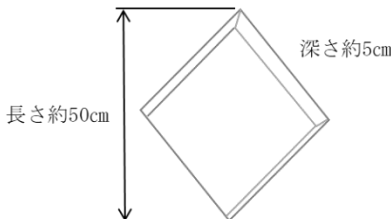
議案概要

議案名		第 6 4 号議案 2 0 2 5 年度東京都議会議員選挙投票用紙自動交付機購入	
【議案提出の目的】 2025 年度に実施する東京都議会議員選挙の投票事務において使用する、投票用紙自動交付機について、物品供給契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 有権者に投票用紙を交付する機器の調達を行います。 ・ 投票用紙自動交付機 100 台			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 2025 年度東京都議会議員選挙投票用紙自動交付機購入 ○ 契 約 方 法 特命随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ○ 契 約 金 額 31,900,000 円（1 台あたり 319,000 円） ○ 契約相手方 株式会社ムサシ 東京第一支店 取締役支店長 村田 一則 東京都中央区銀座八丁目 20 番 36 号 ○ 履 行 期 限 契約開始日から 2025 年 6 月 17 日まで			
【過去の実績】 ○ 2020 年度 20 台 5,280,000 円 （1 台あたり 264,000 円） ○ 2021 年度 50 台 13,200,000 円 （1 台あたり 264,000 円） ○ 2024 年度 10 台 2,640,000 円 （1 台あたり 264,000 円）			
【経緯】 ○ 東京都議会議員選挙を実施するにあたり、保守期間の終了を迎える機器の更改として、100 台購入するものです。			
 テラック BA-10			
問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 村田	電話	724-2168

議案概要

議案名	第 6 5 号議案 （仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業契約の変更契約		
【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、事業契約の変更契約（3 回目）を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 12, 220, 654, 013 円から 12, 198, 632, 078 円に変更します。（22, 021, 935 円減） ○ 工事完了予定日 ・ 南エリアの工事完了予定日について 2025 年 6 月 30 日を 2025 年 8 月 27 日に変更します。 ○ 運営・維持管理期間 ・ 南エリアの運営・維持管理期間について 2025 年 9 月 1 日～2040 年 3 月 31 日を 2025 年 10 月 1 日～2040 年 3 月 31 日に変更します。			
【議案の法的根拠】 ○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条（地方公共団体の議会の議決） ○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第 3 条（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 （仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業（町田忠生小山エリア・南エリア） ○ 契 約 方 法 公募型プロポーザルによる随意契約 ○ 契 約 金 額 当初契約額 12, 136, 092, 595 円 変更 1 回目 12, 202, 810, 100 円 変更 2 回目 12, 220, 654, 013 円 ○ 契約相手方 町田中学校給食サービス株式会社 代表取締役 嶋津 厚志 東京都町田市成瀬六丁目 9 番 15 号 ○ 契 約 期 間 2023 年 3 月 29 日から 2040 年 3 月 31 日まで			
【経緯】 ○ 南エリア中学校給食センターの工事遅延を受けて、工事完了予定日を変更します。また、2025 年 9 月の 1 か月運営を行わないことから契約額を減額します。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第 6 6 号議案 道路上における転倒事故に係る損害賠償請求事件の和解について		
【議案提出の目的】 道路上における転倒事故に係る訴訟（損害賠償請求事件）について、和解による解決を求めるものです。 【議案の内容】 ○ 道路上における転倒事故に係る訴訟について、和解金として 900,000 円を支払うものです。 【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（和解） 【経緯】 ○ 原告は、2021 年 3 月 3 日に自転車（ロードバイクタイプ）で市道を走行中、路面の損傷箇所に自転車の前輪がはまって転倒し、怪我を負いました。 ○ 原告は、市道に瑕疵があったと主張して、2024 年 1 月 25 日付けで治療費及び慰謝料等 218 万 9,165 円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起しました。 ○ 横浜地方裁判所相模原支部にて審理が進められてきましたが、2025 年 4 月 3 日に裁判所から和解案の提示があったため、これに従って和解による解決を図るものです。 ＜路面損傷箇所の状況＞   ＜概要図＞ 			
問合せ先	道路部 道路管理課長 奥村	電話	724-1154